平成 20 年 12 月 5 日

杉並区危機管理室危機管理対策課

「街角・駅頭防犯カメラ設備の賃貸借」
公募型プロポーザル実施要領

1．公募の趣旨

杉並区では、子どもの安全確保を最重要施策の一つと位置付け、平成 16 年度に「学校等における児童等の安全の確保に関する総合対策」を策定し、以来全区立小学校への防犯カメラの設置、警備員の配置等、様々な安全対策を実施してきました。

この度、上記の安全対策に加え、より一層の子どもの安全確保を図るため、子どもが単独で利用する機会が多い児童館や学童クラブなどの区施設周辺に防犯カメラを設置することにしました。

今回公募するプロポーザルは、日進月歩で技術革新が進んでいる防犯カメラやデジタルレコーダー等の新製品の内で、最も犯罪抑止に効果のある機器構成、設置工事、故障対応やメンテナンスまでを含めた専門的且つ総合的な賃貸借（リース）としての提案を受け、財政的面、設置業者の実績等も踏まえて、最もふさわしい提案内容のリース業者を選定するものです。

2．業務の概要（賃貸借契約の内容）

（１）業務名

「街角・駅頭防犯カメラ設備賃貸借」

（２）業務内容

防犯カメラを次の施設に設置し、メンテナンス等を含む賃貸借

① 設置場所　区内児童館・保育園・公園など　４６施設・箇所

② 設置台数　５６セット　（１セット：カメラ２台、レコーダー１台ほか一式）※モニター設備不要。

※賃貸借期間終了後は、本物件を区へ無償譲渡すること。

※詳細は、P6 業務内容を参照してください。

（３）設置期間及び賃貸借期間等

① 設置（工事）期限

平成 21 年 2 月 28 日

② 賃貸借契約期間（設置完了検査後）

平成 21 年 3 月 1 日　～　平成 24 年 2 月 29 日

（４）業務規模

40,500,000 円（36 ヶ月賃貸借総額）上限

※機器及び設置費用並びに年間メンテナンス費用を含む。

3．参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に定める指名停止要件に該当していないこと。

（３）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。

（４）本件は、賃貸借契約を結ぶことから、リース業者が申込むものとし、リース業者については、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」の競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「賃貸業務」に登録があること。

（５）設置業者は、官公庁等での防犯カメラの設置実績があること。

４．全体スケジュール（募集から選定まで）

・提案募集開始　平成20年12月5日（金）

・設置業者からの質問の受付締め切り　平成20年12月11日（木）午後5時まで

●提案募集締め切り　平成20年12月17日（水）午後5時まで

・・・区における書類審査・・・

・プレゼンテーション参加業者決定、連絡　平成20年12月19日（金）午後5時まで

★プレゼンテーション　平成20年12月22日（月）午前中実施

・二次審査・業者決定、審査結果内示　平成20年12月22日（月）午後5時まで

５．公募要領の内容についての質問の受付

（１）受付方法　質問書（任意）により提出してください。提出方法は、FAX又はﾒｰﾙにより提出してください。なお、質問書には、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽを併記してください。

（２）受 付 先　P5　の　11．応募書類の提出・問い合わせ先（参照）

（３）受付期限　平成20年12月11日（木）午後5時まで

６．業務提案書等の提出

（１）　提出書類

① 「街角・駅頭防犯カメラ設備賃貸借」応募申請書（様式1）

② 事業者概要（様式2）※設置業者についても提出してください。

③ 業務実績（様式3）　※設置業者のみ提出してください。

※申込代表者は、リース登録業者とし、設置業者がリース業務登録双方を登録している場合は、その旨を記載してください。

④ 設置業務提案書　※任意様式

A 全般について

ア：概要説明、イ：防犯用機器としての考え、ウ：故障時の代替方法、エ：機器のシステム構成

オ：導入事例（同様な方式の導入実績事例）

B 監視カメラの特性について

〇推奨機器名（メーカー名・型番)、ア：撮影素子（カメラのレンズ性能)、イ：有効画素数、ウ：赤外線照明、エ：最低被写体照度、オ：デイトナ機能、カ：レンズの種類、キ：雨対策、使用環境、防水性等、ク：電源供給方式、ケ：特記する事項

C レコーダーの特性

〇推奨機器名（メーカー名・型番)、ア：フレーム数、イ：ハードディスク容量等、ウ：記録時間、画素数、保存期間等、エ：画像圧縮方式、オ：再生時の早送り・巻き戻し速度、カ：映像入力と音声入力系統、キ：使用環境温度、ク：外形寸法、重量、ケ：特記する事項

D カメラ電源

〇推奨機器名（メーカー名・型番)、ア：カメラ電源、ケーブル、接続方法、イ：使用環境温度、ウ：外形寸法、重量、エ：特記する事項

E 機器収納箱

〇推奨収納箱名（メーカー名・型番)、ア：収納箱内の機器等、イ：屋外使用の耐久性、ウ：収納箱用錠前、エ：機器収納箱のファン異常表示用ランプの設置、オ：特記する事項

F 停電時の対応

ア：停電時に関する考え方、イ：停電時から復旧作業、ウ：特記する事項

G 機器類の設置工事方法

ア：各機器の設置方法　イ：配線等の工事方法、ウ：画像調整、撮影範囲、エ：地震時、振動による機器の調整、オ：特記する事項

H メンテナンス

※業務内容　P8 の　２．年間メンテナンス及び修理（参照）

I その他の提案内容

ア：操作性、イ：画像の取り出し方法など

J 設置経費一式

※業務内容　P4 の　⑥見積書（参照）

K プレゼンテーション方法

※プレゼンテーションの方法を記載してください。

※実施・準備とも 30 分程度を予定しています。

※注意：ページ数の制限は設けておりませんが、用紙の規格は、A4 サイズでお願いいたします。
ただし、表などを添付する場合など、活字が小さく見にくい際は、A3 サイズでお願いいたします。

⑤ 機器の製品カタログ

各機器の製品カタログの用意をしてください。

⑥ 見積書

※業務規模は、40,500,000 円（36 ヶ月賃貸借総額）を上限としています。

見積書には、設置にかかる工事費、機器の経費、消費税額を分けて表示し、併せて賃貸借による全体経費、年額、月額を表示してください。なお、内訳書等を添付してください。

（２） 提出方法及び提出先

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

※ 提出書類は、原本１部と写し 10 部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。

② 提出先

杉並区危機管理室危機管理対策課地域安全担当まで　※5P 10 応募書類の提出を参照してください。

③ 提出期限

平成 20 年 12 月 17 日（水）午後 5 時まで　必着

※持参・郵送を問いませんが、未着・遅延等の場合、原因の如何を問わず未提出として取り扱います。

７．候補者の選定手順

「杉並区街角防犯カメラ設置検討及び業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、提出された設置業務提案書及びプレゼンテーションの内容を、（１）に示す評価基準項目により審査し、本業務に最も適していると認められる参加者を選定します。

（１） 評価基準

次の設置業務提案書及びプレゼンテーションに基づき審査する。

①全般について　②防犯カメラの特性について
③レコーダーの特性　④カメラ電源
⑤機器収納箱　⑥停電時の対応
⑦機器類の設置工事方法　⑧メンテナンス
⑨その他の提案内容　⑩見積書

※ 特に提案内容の独自性等について重点をおきます。

（２） 審査方法

① **第１次審査**（設置業務提案書類審査）

提出された設置業務提案書に対し、委員会で評価基準に基づき第１次審査を実施し、プレゼンテーション参加者の３～５社を選定します。

※第１次審査の結果は、平成 20 年 12 月 19 日（金）午後 5 時までにご連絡いたします。

② **第２次審査**（ヒアリング、実地調査）

第１次審査で選定された参加者に対し、委員会で評価基準に基づき第２次審査を実施し、契約を締結する候補者を選定します。　※平成 20 年 12 月 22 日（月）午前中実施

（３） 最終候補者選定結果通知

※平成 20 年 12 月 22 日（月）午後 5 時までに内示・連絡いたします。（正式通知は後日郵送します。）

※不採用の通知を受けた第 2 次審査参加者は、記載された理由について疑義がある場合、不採用理由についての説明を求めることができます。

８．参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

（１）提出期限を過ぎて設置業務提案書等が提出された場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）参加資格を満たさなくなった場合。

（４）会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められると区が判断した場合。

（５）審査の公平性を害する行為があった場合。

（６）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

９．その他

（１） 本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。

（２） 提案書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は、日本円といたします。

（３） 書類提出後の設置業務提案書等の修正又は変更は一切認めません。（軽微な修正は除く。）

（４） 提出された設置業務提案書等の原本については返却しません。

（５） 写しについては、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。選定された設置業務提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。ただし、提案内容の中でその実施方法等に独自のアイデアが含まれる等、公開されることによって、当該事業者の今後の営業活動等に著しく影響を与える部分につきましては、非公開の対象となる可能性がありますので、その旨明示してください。

（６）提出された設置提案書等について、著作権は提案者に帰属しますが、区は必要に応じて無償で使用できるものとします。

（７）第１、２次審査をした結果、一定の基準を満たす参加者がいない場合、候補者は選定されません。

10. 応募書類の提出・問い合わせ先

杉並区　危機管理室　危機管理対策課　地域安全担当　渡邊（秀）、渡邉（俊）

〒166－8570　東京都杉並区阿佐谷南１－15－1

電話：03（3312）2111 代表　内線（1585）

FAX ： 03（3312）3326

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kikikanri-k@city.suginami.lg.jp

＜ 業 務 内 容 ＞

１．予定設置場所および機器等

（１）設置場所及び台数等

※カメラ本体とそれ以外の機器（ハードディスク等）をすべて屋外に設置　※モニター設備不要。

① 設置場所：区内児童館・保育園・公園など　４６施設・箇所（※1）

② 設置台数：５６セット（1セット：カメラ２台、レコーダー１台ほか一式）（※2）

③ 予備機器：デジタルレコーダー５台

Ａ　施設の壁等の設置箇所　３３セット（※4）

ア　電源（分電盤から収納箱までの距離）平均 20m位（※3）

イ　収納箱からカメラまでの距離　平均 15m位（※3）

Ｂ　施設の支柱や街路灯など柱に設置箇所　２３セット（※4）

ア　電源（分電盤から収納箱までの距離）平均 15m位（※3）

イ　収納箱からカメラまでの距離　平均 10m位（※3）

★上記Ａ・Ｂで設置箇所を予定するが、施設外部の防水型コンセントがある施設は、接続可能です。

※１ 設置場所は、区内児童館・保育園ほか４６施設です。具体的な場所については、防犯上、決定した業者の方のみに提示いたします。

※2　設備構成は、カメラ本体及び収納箱（ハードディスク等機器一式を収納）とする。

※3　設置工事見積については、各施設の電源（配電盤）からの距離と設置場所（壁・支柱など）の距離は、概算とさせていただきます。※電源設備参考図にてご確認ください。（別紙参照）

※4　予め、支柱・壁などに設置予定のものが、強度等で設置箇所が変わることがあります。

（２）「防犯カメラの設備構成」と「機器の設置位置」

①防犯カメラの設備構成と機器の設置位置等

設備構成は、カメラ本体及び収納箱（ハードディスク等機器一式を収納）とし、施設の屋外高所（壁など）にカメラを設置。また、収納箱（地上から 2m位の位置）を屋外の位置に設置する。

★機器の設備構成

●カメラ（レンズ、ハウジング、取り付け金具含む）・・　２台

●機器収納箱内（カメラ以外の設備一式）

①レコーダー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１台

②カメラ電源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１台

③その他（換気扇、サーモスタッドほか）・・・・　一式

（３）機器規格等

防犯カメラ等の予定機器の標準基準仕様等

① 防犯カメラ

・ 有効画素数が 38 万画素以上であるもの。

・ 夜間の記録も可能とするため、赤外線照明を内蔵しているもの。又は、薄暗い環境でも対応出来るような機能を有しているもの。

② デジタルレコーダー

・ 画像の記録は、250GB 以上のハードディスク（搭載）へ記録できるもの。

・ 記録時間は、１週間以上保存可能なもの。

③ カメラ電源

・カメラ電源は、カメラと２芯ケーブル（3C-HF　B）で接続し、カメラ用電源を供給可能なもの。

④ 機器収納箱（屋外用熱対策制御盤キャビネット）

・ケース内には、ルーバー、排熱ファン（換気扇）を設置するとともに、サーモスタッドを設置し、ボックス内の温度が 30℃以上になったら、作動するように設定できるもの。

・機器収納箱は屋外用とし、直射日光による内部温度上昇を抑える構造なもの。

・機器収納箱の底板面に、レコーダー、機器収納箱のファン異常表示用ランプを確認出来る構造とし、機器収納箱の底板面に記録画像の確認用に LAN コンセントを設ける構造なもの。

（４）設置工事

① 施工前の事前調査

契約後、速やかに区内施設防犯カメラ設置予定位置（契約後に配布）を基に、効果的なカメラ設置位置の提案図（検討）（撮影範囲がわかるもの）を区担当者及び区設置監督員に提出し、確認を受けること。

② 設置後の機器等の調整工事

画像調整、撮影範囲を調整し、区担当者又は区設置監督員の確認を得ること。

③ その他工事

施工に際しては、浸水対策を講じること。また、「防犯カメラ設置中」（シール等）（区から配布）の表示貼りを区担当者又は区設置監督員の指示どおりに行うこと。

④ 注意点

・ 工事期間中に機器の作動調整、操作説明を行い、取扱説明書の確認及び疑義の連絡先等を明示すること。また、機器に破損、動作不良等の問題がある場合には、直ちに完全なものと交換すること。

・ 設置完了後、作動調整の必要性があると区が判断するときは、速やかに対応すること。

・ 設置完了後、区担当者又は区設置監督員の検査を受けること。

（５）防犯カメラ設置工事及び特記事項

・ 防犯カメラを設置する際は、関係法令に基づくとともに、区担当者及び区設置監督員と協議のうえ施工すること。

また、施工する際に発生した軽微な変更については、区設置監督員の指示に従うものとする。

・機器及び材料については、今回の提案によるほか区設置監督員の指示に従い、検査を受け、これに合格したものを使用すること。

（６）その他

① 設置工事着手にあたり速やかに関係官公署等（道路使用許可、占用許可など）と打ち合わせ、承諾を得た後に施工すること。

② 配管等の施工にあたり既存建物部分の壁貫通等を行った場合は、復旧すること。

③ 電気機器類の設置は、電気設備技術基準に基づいて確実に行うこと。

④ 分電盤、ブルボックス、ハンドホール内の配線には、回路行先名札を取り付けること。

⑤ 既設配管の撤去に伴い、支持金具等のボルト穴は補修のこと。

２．年間メンテナンス及び修理

（１）メンテナンスは、年 2 回以上。受託者は設置した機器が正常かつ良好に使用できるよう機器本体の点検及び録画状況の確認、排熱ファンの動作確認等の年間メンテナンス業務を行い、異常がある場合は速やかに調整・修理を実施すること。

（２）本体消耗品（換気フィルタ、換気扇、サーモスタッド、レコーダーの HDD、カメラ内蔵赤外線 LED）に故障がある場合には、本契約内で交換すること。

（３）本体の保守及び修理に要する費用一切は、賃貸借料に含むものとする。また、本体が天災地変や悪戯等の外力により破損・故障し、使用できなくなった場合でも、本契約内で修理又は、交換すること。

（４）メンテナンス及び突発的な異常を含む調整等を行った場合には、区担当者あてに報告書を提出するものとする。

３．賃貸借期間終了後の本物件の取り扱いについて

賃貸借期間終了後は、本物件を区へ無償譲渡すること。

４．損害保険

本件で設置する機器に対する損害保険の費用は、本契約内に含むものとする。

５．電気料金

電気料金については、区の負担とする。

６．賃借料の支払い

賃貸借期間を対象とし、毎月の賃貸借履行を確認後、受託者の請求に基づき支払う。(12 回払い/年)

なお、防犯カメラを設置完了した箇所については、順次、区担当者又は区設置監督員の検査を受け、これに合格したものから賃借料を支払うものとする。

７．ビデオ解析ソフトの提供

区担当者が指示したノートパソコンに、レコーダーからの映像を取り込む「ビデオサーバー」のインストール等の作業をし、操作説明を十分に行うこと。

８．環境配慮 ＜ディーゼル自動車規制適合車の使用＞

設置工事等に使用する車両は、原則として低公害車（天然ガス車、八都県市指定・国土交通省指定のガソリン車・ＬＰＧ車等）を使用すること。都のディーゼル車規制に非適合となる車両は使用しないこと。

なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車であることを確認するため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

９．個人情報の取扱い

杉並区が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て杉並区の個人情報であり、杉並区の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

10．有害物質

施工にあたっては、「東京都リサイクルガイドライン」に基づき、着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックシート」に記載し、区設置監督員に提出して確認を受けること。

11．記録写真

東京都電気設備工事標準仕様書及び東京都財務局工事記録写真撮影要領を参考に撮影すること。

12．安全対策

設置期間中は、必要により、作業スペースと通行部分を区別するなどして、施設の利用者や歩行者の安全を確保するように努めなければならない。

13．躯体等に関する注意事項

設置にあたっては、当該施設機器等の躯体貫通部分は、適性に補修をすること。

14．しゅん功図面

しゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

（１）しゅん功図　　３部（機器配線図含む。内、A4 版に製本したもの２部）

（２）記録写真　　１部（各設置場所）

以　上